

西区まちづくり懇話会の公募委員募集要項

I 公募内容

1 西区まちづくり懇話会の目的

区民の参画によって、区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について協議を行い、区民と区役所の協働により、暮らしやすいまちづくりを推進するために、西区まちづくり懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

2 公募の目的

当懇話会において、広く市民の意見を反映させるため、委員の一部を公募により選任する。

3 募集人員

公募により選任する委員の定数は、2人とする。

4 任期

任期は、選定された日から同日の属する年度の翌年度3月末日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 応募資格

委員の応募資格は、次のとおりとする。

- ・西区に在住、通勤又は通学していること
- ・令和8年3月31日時点で18歳以上であること。
- ・会議（年4回程度）に出席可能
- ・熊本市議会議員又は熊本市職員（会計年度任用職員、臨時職員を含む。）でないこと。

6 謝礼金

日額 3,000円

7 会議の開催

年4回程度開催

8 応募方法

応募者は、応募フォームによる申し込み、又は次の書類を持参、郵送、電子メールにより提出することとする。

- (1) 応募用紙（記載内容：氏名、住所（住所が西区外の方は勤務先住所と会社名または学校名）、生年月日、電話番号、応募理由）
- (2) 作文（テーマ：西区の魅力を生かしたまちづくり（800字程度）

※提出された作文については、返却や公開はしない。

※応募フォーム URL : <https://logoform.jp/form/TGU5/1354821>

9 選考方法

選考方法は、次のとおりとする。

- (1) 作文
- (2) 面接

10 応募期間

令和8年2月27日（金）まで

11 公募方法

公募委員の募集は、熊本市ホームページ及び市政だより等に掲載することにより行うものとする。

12 事務局

〒861-5292 熊本市西区小島2丁目7番1号 西区役所 総務企画課

電話：096-329-1142 E-mail : nishisoumukikaku@city.kumamoto.lg.jp

II 選考基準

1 書類審査

応募資格を有するかどうかを審査した上で、作文に基づく評価を総合的に判断して評価を行う。

(1) 応募資格の審査

下記の全てに該当するかを確認し、いずれかの事項に該当しない場合は、その後の審査は一切行わない。

- ・西区に在住、通勤又は通学していること
- ・令和8年3月31日時点で18歳以上であること。
- ・熊本市議会議員又は熊本市職員（会計年度任用職員、臨時職員を含む。）でないこと。

(2) 作文による審査項目

次の項目により総合的に評価する。

ア 西区に関する理解度

西区のまちづくりの現状や課題、特性についての理解度

イ 熱意・意欲

西区をより良いまちとするための前向きな姿勢があるか

ウ 具体性・論理性

内容が具体的であり、また論理が整然として表現が明確であるか

(3) 評価方法

各審査項目について、次に掲げる5段階で評価する。

点数	評価結果
5	非常に優れている
4	優れている
3	普通
2	劣っている
1	非常に劣っている

2 面接審査

面接による人物審査に基づき、総合的に判断して評価を行う。

(1) 面接による審査項目

次のア～オの基準をもとに、公募の懇話会委員としてふさわしい人材であるかどうかを評価する。

ア 応募の動機

西区をより良いまちにするための熱意や意欲があるか

イ 理解度・知識

西区の現状や課題について認識があるか

ウ 具体性・論理性

自らの考えや意見を自分の言葉で分かりやすく、かつ、論理的に述べることができるか

エ 協調性・公平性、公正性

人の意見を聞き、協調性を持って会議に参加し、議論の中で公平、公正な思考ができるか

オ 市民協働に関する理解・意欲・行動力

市民協働の視点を持って、より良い西区となるようまちづくりに取り組むことができるか

(2) 評価方法

各審査項目について、次に掲げる5段階で評価する。

点数	評価結果
5	非常に優れている
4	優れている
3	普通
2	劣っている
1	非常に劣っている

3 評価点の算定

(1) 算定方法

書類審査、面接審査とともに、審査項目ごとに選考委員会メンバーの点数を平均して算出（小数点第2位以下を四捨五入）する。

(2) 基準点

基準点は、書類審査及び面接審査ごとに設け、1 (3) 及び2 (2) で定める評価結果の普通である3点とする。

(3) 合計点

評価点の合計は、3 (1) で算出した点数を積算する。ただし、面接の審査項目（オ）のみ、各メンバーの点数に2を乗じた値の平均値を積算する。

4 選考

- (1) 書類審査及び面接審査ともに3 (1) で算出した点数の平均値が3 (2) の基準点以上で、3 (3) の合計点の点数上位の者から募集人員と同数の者を候補者とする。
- (2) 応募者がいずれも基準点に達しない場合は、候補者を選定しないものとする。候補者が委員の就任を辞退し、他に基準点を満たすものがいなくなったときも同様とする。
- (3) 候補者が辞退した場合には、次の点の者を候補者として繰り上げるものとする。
- (4) 選考の結果については、応募者全員に文書で通知するものとする。